

「大師地区複合施設整備等事業」入札説明書等 新旧対照表

令和6年5月24日

令和6年4月10日付で公表した入札説明書等を、以下のとおり修正する。

■入札説明書

頁	該当箇所					変更前	変更後
	●	(●)	カナ	(カナ)	英字		
11	3	(2)	ク	(ア)		川崎市契約規則第9条第2号の要件を充足する場合 により免除する。	免除する。 【下線部を変更】

■別添資料1 業務要求水準書

頁	該当箇所					変更前	変更後
	●	(●)	カナ	(カナ)	英字		
3	1	(5)	ア			・ <u>土地区画整理法</u> ※下線部を削除	—
5	1	(5)	ウ	(ア)		—	・建築構造設計基準（川崎市まちづくり局施設整備部） ※下線部を追加
13	3	(3)	ア	(イ)	e	・「川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針」に基づき、必要な木材利用量を満たすこと。	・「川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針」に基づく、必要な木材利用量を満たすこと。 ※下線部を変更
14	3	(3)	ア	(ウ)	c	・建築基準法施行令第82条及び第87条に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全であること。（構造体、建築非構造部材） ・建築基準法施行令第129条の2の3に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全であること。（建築設備） ・本施設及び敷地内における工作物等について、童巻等の激しい突風による破損や飛散等を防止し、耐風性能を超える事態を想定し、破損・飛散による2次被害を防止する仕様（材料の選定等での配慮等）とすること。	・建築基準法施行令第82条及び第87条に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全であること。（構造体、建築非構造部材） ・建築基準法施行令第129条の2の3に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全であること。（建築設備） ・本施設及び敷地内における工作物等について、激しい突風による破損や飛散等の防止や、破損・飛散による2次被害の防止に配慮すること。 ※下線部を追記、変更

21	3	(3)	ウ		一	<p>・施設運営等スペースのうち支所等が専用で使用する「執務室(支所)」「倉庫(支所)」「大師一般環境大気測定局」の電気設備については、電気の使用量を把握するための子メーターを設けること。ただし、空調設備が使用する電気については、環境負荷の低減の観点から全館一括の管理が望ましく、子メーターの設置が困難な場合は、この限りではない。</p> <p>※下線部を追記</p>
44	6	(3)	エ	(イ)	選定事業者は、市による完成時の確認の通知に必要な次の完成図書を提出すること。 ※下線部を削除	選定事業者は、市による完成時の確認に必要な次の完成図書を提出すること。
49	7	(1)	シ		<p>シ 事業期間満了に伴う引継書の作成</p> <p>・選定事業者は、事業期間終了の1年前に本施設の劣化状況について点検を行うこととする。点検の結果、要求水準で示した性能及び機能が発揮できる状態でない場合、市に報告を行い、必要な修繕を迅速に行なった上で市へ引継ぐこととする。</p>	<p>シ 事業期間満了に伴う業務</p> <p>・選定事業者は、事業期間終了の1年前に本施設の劣化状況について点検を行うこととする。点検の結果、要求水準で示した性能及び機能が発揮できる状態でない場合、市に報告を行い、必要な修繕を迅速に行なった上で市へ引継ぐこととする。</p> <p>・点検結果および必要な修繕の実施結果を整理し、引継書として市に提出すること。</p> <p>※下線部を変更・追加</p>

■別添資料1 業務要求水準書 <添付資料> 資料8 諸室等性能表

該当箇所	変更前	変更後
施設運営等スペース／トイレ・階段等	一	ごみ置き場 ※追加

■別添資料1 業務要求水準書 <添付資料> 資料13 川崎区役所大師支所・田島支所アスベスト使用実態調査業務委託(令和4年8月)

該当箇所	変更前	変更後
P18とP19の間	一	※P19～25に新たな資料を追加

■別添資料3 様式集

該当箇所						変更前	変更後
頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字		
7	3	(2)	イ	(コ)		・施設保守管理業務を行う者に関する確認資料は、A4判用紙で作成し、必要事項をすること。	・施設保守管理業務を行う者に関する確認資料は、A4判用紙で作成し、必要事項を記載すること。 ※下線部を追記

■別添資料3 様式集【Word編】

該当箇所	変更前	変更後
様式4～様式12、様式14、様式22	一	※【入札参加者名】の記入箇所が分かりにくいため、記入欄と文書名のレイアウトを変更
様式20		※【入札参加者名】の記入箇所を追加

■別添資料3 様式集【Excel編】

該当箇所	変更前	変更後
様式21(3)／施設計画全般	・利用者の誰もが不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画としている。	・ユニバーサルデザインに基づく計画とし、 <u>福祉のまちづくり条例の「整備基準」</u> を遵守している。 ※下線部を変更・追記
様式21(3)／各機能、各所室の性能／(4) 屋外	・外部から直接屋上へ上れる外階段を設けている。 ※下線部を削除	一